

## 福島空港を小型機でご利用の皆様へ

令和6年8月1日

平素より福島空港をご利用いただき誠にありがとうございます。

小型機でのご利用につきましては、定期便の定時性確保、使用機会の公平性、空港周辺の騒音対策などの観点から下記により運用いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 小型機で福島空港をご利用される場合は、利用内容（使用時間、T/G, L/A, F/Sの回数、スポット使用の有無など）について、事前に電話またはFAX、メール、郵送のいずれかにより予約をしてください。利用日の1ヶ月前から予約が可能です。
  - (※1) 別紙「空港施設使用（使用変更）届出書」の提出をお願いします。  
また、夜間駐機（ナイトステイ）する場合は、併せて「夜間駐機にかかる誓約書」の提出をお願いします。  
なお、電話による予約の場合でも、届出書の提出は必要です。
  - (※2) FAXやメールで提出した場合は、着信確認の電話を必ず行ってください。
  - (※3) 利用内容がローアプローチのみ（離着陸や停留をしない）の場合でも、使用時間や回数について事前の連絡をお願いします（届出書の提出は不要です）。
- 2 福島空港では、空港周辺及び飛行経路下に居住される方への騒音対策のため、1機あたりの進入行為は1日5回までとしております。
  - また、日没後の飛行について、緊急時及び日没前に当空港スポットへ駐機している小型機の出発を除きお断りしております。
  - さらに、模擬計器進入飛行について、特に定期便が進入中に航空の安全を考慮して与える航空管制運航情報官の情報を尊重してください。
- 3 小型機が駐機できるスポットは、通常7番スポットのA～Hとしています。
  - なお、混雑時や機体の種類によっては、6番スポットに駐機していただく場合もあります。
- 4 ジェット機及び全長15.0m以上・全幅17.0m以上の機体は、原則として6番スポットにノーズインで駐機してください。
- 5 夜間駐機する場合は、タイダウンによる機体固定をお願いします。タイダウンリングは、7番スポットのA～Dの計4バースに設置しております。
  - なお、毎年11月15日から翌年の3月31日までは、冬期間の除雪のため、夜間駐機はできません。

また、夜間駐機は1使用者に対して同一月に7回以内とし、連続で夜間駐機する場合は連続7回以内としております。

- 6 福島空港で取り扱える航空機燃料は、AIPにも記載されているとおり「JET A-1」のみとなっておりますので、十分ご注意ください。
- 7 通常小型機を駐機する7番スポットは、CIQ（税関）指定地域に隣接しておりますので、5番スポットに国際線航空機が駐機している場合、CIQ指定地域へ不用意に立ち入らないでください。
- 8 福島空港へ飛来の際は、福島空港、飛行経路等の気象状況及び定期便の飛行経路等の各種情報を十分確認し、安全運航に努めてください。  
また、ブリーフィング（打合せ）を含む交通情報等をCABにお尋ねください。  
福島空港においても近年で数件の小型機のパンク事案等が発生しております。状況によりましては、定期便の運航に影響を与えることとなりますので、日頃からの点検・整備を確実に実施されますようお願いいたします。
- 9 着陸料等については、現金または納入通知書によるお支払いが可能です。  
なお、福島空港では釣り銭のお取り扱いがございませんので、現金でお支払いの場合は、あらかじめご準備をお願いいたします。
- 10 令和2年11月より、自家用航空機の操縦士に対して抜き打ちでのアルコール検査を実施しています。検査拒否をされた場合または酒気を帯びている場合には、福島空港の使用をお断りさせていただきますので、ご注意ください。



R J S F 福島空港

福島県福島空港事務所

〒963-6304 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田 21 番地

電話 0247-57-1111 FAX 0247-57-1257

メール fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp